○○市町村告示第　　号

平成１７年５月１日から田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町を廃し、その区域をもって新たに「田辺市」を設置することに伴う当該「田辺市」の議会の議員の定数について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第７項の規定により、別紙のとおり田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町協議の上定めたので、同法第 91 条第８項の規定により告示する。

平成１６年　　月　　日

田辺市長　　脇　中　　孝